

紀の国ふるさとづくりマスコットキャラクター「キノピー」（着ぐるみ・紙芝居）
利用要領

平成24年5月28日制定
紀の国ふるさとづくり協議会

（趣旨）

第1条 本要領は、紀の国ふるさとづくり推進協議会（以下「協議会」という。）以外の者が、「キノピー紙芝居」（以下「紙芝居」という。）並びに「キノピー着ぐるみ」（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合において適用する。

（利用目的）

第2条 紙芝居及び着ぐるみの利用は、協議会の趣旨に賛同し、公共目的、非営利目的で利用する場合に限る。

（紙芝居、着ぐるみの利用）

第3条 紙芝居及び着ぐるみを利用する者は、事前に協議会に対し、借用書（別記第1号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。借用書提出後、内容等を変更する事由が起った場合は、協議会に報告しなければならない。

2 紙芝居及び着ぐるみの使用において発生した一切の損失、補償等については、使用者がその責任を負う。

3 協議会は、以下への利用を認めない。

- (1) 協議会の趣旨に反するもの
- (2) 協議会及び「キノピー」のイメージを損なうもの
- (3) 法律・条例及び公序良俗に反するもの
- (4) 青少年の健全な育成を損ねる恐れがあるもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (6) 暴力団及び暴力団関係者の活動に関するもの

（着ぐるみの利用料）

第4条 着ぐるみを利用する場合は、1回の利用にあたり2,000円の利用料を協議会へ支払う。支払い方法は銀行振込でも可とし、その場合の振込手数料は、利用者の負担とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 紙芝居及び着ぐるみの利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用目的のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 許可に係る実施報告書（別記第2号様式）を速やかに協議会長に提出すること。
- (4) その他協議会が特に付した条件に従って使用すること。

（原状復帰）

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、その都度、協議会の指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。